

教育民生常任委員会記録

令和5年4月27日

(開会 午後2時02分)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

本日の所管事務調査に当たり、当局から、教育長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、教育部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて教育長等の出席を求めることといたします。

それでは、これより所管事務調査を行います。

本日の進め方について、説明いたします。

令和5年度上半期の調査事項について、午後2時55分をめどに協議を行います。

午後3時から、令和5年度事業について、健康子ども部、福祉部、市民環境部、教育委員会の順にそれぞれ説明を受け、質疑、意見交換を行います。

時間については、お手元に配付した資料のとおり進めます。

初めに、令和5年度上半期の調査事項についてを議題とします。

副委員長から説明をお願いいたします。

千葉副委員長。

副委員長 : お疲れさまでございます。

令和5年度の上半期の調査事項についてですが、調査事項については、4月上旬に皆様に照会しておりました。

多くの委員から提出をいただきまして、ありがとうございました。

提出いただいた項目が多数ということと、現委員の任期が今年の10月19日までという期間を考慮しまして、正副委員長で4月12日に内容の調整を行いまして、各部から1から2項目程度と調整しまして、調整結果をお手元に配付の資料がありますけれども、資料として今日配付しているところでございます。

まず市民環境部は、空き家対策についてでございます。

次に、健康子ども部は、子育て支援施策についてと、放課後児童クラブについて、これが大きな柱で2項目としました。

なお、子育て支援施策については、関連する事項などをまとめさせていただきました。

次に、福祉部でございますが、障がい者、障がい児への支援状況についてでございます。

あとは、教育委員会としての部では、不登校問題についてと、学校給食センターにつ

いて、この2項目に絞りました。

なお、部活動の取組状況については、今年度、新たな取組が始まりましたので、下期に調査してはどうかと正副委員長と協議したところとなっております。

上期については、以上6項目について調査を実施する案としました。

以上でございます。

暫時休憩します。

(休憩 14:07~14:57)

委員長 : 再開します。

令和5年度上半期の調査事項については後ほど協議することといたします。

次に、令和5年度事業についてを議題といたします。

初めに、健康こども部、福祉部の所管事業の説明をお願いいたします。

鈴木健康こども部長、お願いいたします。

健康こども部長 : 皆さんお疲れさまでございます。

座って話をさせていただきます。

まだ、自分が何部になったのか、ちょこちょこ名札を見ながら話をするような状況でありました。

係の名前まで変わったところもありますので、自分のところの電話に係の名前を書いたりしながら仕事を進めております。

所管事業の説明というお話、今、委員長さんからいただきましたけれども、健康こども部、福祉部の部分については、どの部署でどういった業務を行っているのかという話もいただきましたので、そちらのほうを中心に話をさせていただきたいなと思ってございます。

まず、この機構図の新旧対照表のところを話をさせていただきたいと思います。

委員長 : 部長、今回の異動で課長の異動はあったのですか。

先に御紹介いただきたいと思います。

健康こども部長 : 分かりました。

私、健康こども部長を仰せつかっております鈴木伸一と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

それから、自己紹介で。

保健師長 : 保健師長を仰せつかりました加藤エミコです。

どうぞよろしく願いいたします。

こども家庭課長 : こども家庭課長の及川久美子と申します。

よろしく願いいたします。

児童保育課長：児童保育課長の宮野功夫です。
よろしくお願ひします。

福祉部長：それでは、続けて福祉部のほうですが、福祉部長を仰せつかりました佐藤和子と申します。
どうぞよろしくお願ひいたします。
自己紹介で。

福祉課長：昨年度からの引き続きとなりますが、福祉課長の藤倉明美でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

長寿社会課長：同じく、福祉部長寿社会課長の佐藤和幸でございます。
昨年度に引き続いてでございます。
よろしくお願ひいたします。

委員長：ありがとうございました。
では、保健福祉部長、お願ひいたします。

健康こども部長：ということで、健康こども部のほうは、がらっと人が変わったというところでおります。

なお、次長兼健康づくり課長になりますが、本日は別の会議がありまして、花泉地域に行っておりまして、もうちょっとかかるかなと思っておりまして、今日は欠席とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、新旧対照表のほうでお話をさせていただきたいと思ひます。

左側が令和4年度の保健福祉部だったときの図でございまして、右側が令和5年度で、健康こども部と、下のほう福祉部と二つの部に分かれております。

上のほうから説明をさせていただきます。

まず、5年度の健康こども部の健康づくり課の分であります。

令和4年度も同じ名称で健康づくり課という課がございました。

健康づくり課には、令和4年度、3つの係がありました。

地域医療推進係、健康推進係、そして、高齢者健康支援係という3つの係がありましたが、この地域医療推進係、これについては名称を変更して、地域医療係というふうにしておりまして、受け持っておる業務については、ほぼ変わりがない状況でございます。

それから、健康推進係という係がありまして、ここを2つに分けて、健康増進係、それから、健診指導係という2つの係に分かれたような形になっております。

健康増進係では、主な事務内容というふうなことでありますけれども、保健行政の企画、調整ですとか、健康相談、家庭訪問指導、あとは保健推進委員さんの業務などについて主に行ってまいりますし、健診指導係は、係の名前から想像つくような形で、各種

の健診、指導、それから、予防接種、高齢者の部分で予防接種などを行う係でございます。

それから、令和4年度の高齢者健康支援係、これは令和4年度から始めました高齢者の保健と介護の一体的実施事業を行っているのですが、それをやるために令和4年度に新しく設けた係ですけれども、令和5年度もそのまま置くというふうな形であります。

なお、先ほど自己紹介で保健師長という職を紹介いたしました。

これも新たに置いた職でありますけれども、保健師の、いわゆる統括保健師とも言うべき役割なのですが、保健師の業務を全体的に調整する役、それから、人材育成などを進めるために配置した職であります。

保健師長は、規則は行政組織なので、組織とすれば単独でいるわけなのですが、健康づくり課の事務室の中におきまして、健康づくり課にいる保健師も含め、あとはこども家庭課にいる保健師、それから、千厩にある東部健康推進室、大東の北部健康推進室、そのほかに福祉課にも保健師おりますし、市の組織ではないのですが、西部地域包括支援センターと東部地域包括支援センターというような広域行政組合、そちらのほうにも保健師が3人ずつおりますので、それも含めて、市の保健師全体の統括というふうな形で置いた職でございます。

それから、令和4年度において、子供関係の部署が2つございました。

子育て支援課、それから、その下のほうに子育て支援センターと、そういったものがございました。

この2つが保健センターの1階にありまして、お互いに一体的に仕事はしてきておったわけなのですが、それをすっかり組み替えるような形で、この子育て支援課と子育て支援センターを足して2で割ったというところとあれですが、右側のほうに来まして、こども家庭課と、それから、児童保育課の2つの課に再編したといったような形でございます。

まず、上のこども家庭課なのですが、3つの係を置いております。

一つ目には、こども企画係ということで、この分野については、新たな部分も多い業務内容となっておりますが、こども家庭庁の創設に伴って様々な業務、これから進めていかなければならない部分がございます。

それらを含め、それから、あと1年かけて、令和6年の4月に、こども企画係のところに書いてありますけれども、こども家庭センター、こういう機能を一関市でも設けると。

国のほうからは設けることが望ましいというふうな形で、設けるように努めるということで言われている部分ですが、このこども家庭センターの機能を令和6年4月に立ち上げる形にしたいということで、そういったものの準備などの企画を行っていく係ということで、こども企画係を創設しております。

それから、おやこ健康係というのがあります。

これは、主には令和4年度の子育て支援課の中の母子保健係、これを少し大きくしたというふうなものでございます。

大きくしたというのは、支所でいえば、それぞれの支所に保健福祉課がありまして、保健係というところで保健師の方がいて、それぞれの地域で高齢者の部分、母子の部分というふうなことで取り組んでおりましたが、花泉地域の分も含めて、おやこ健康係で

やっていくというふうなことで増やしたというか、少し大きくなったといったような組織となっております。

それから、令和5年度のこども家庭課の3つ目、子育て応援係でございます。

これについては、今までの子育て支援課の児童家庭係のところ、市の正規の職員ではないのですが、会計年度任用職員などをお願いしている家庭児童相談員ですとか、婦人相談員、そういった部門の方々と、それから、子育て支援課ともう一つあった子育て支援センター、こちらのほうで発達支援のことですとか、家庭なり子供さんの相談支援、そういったものを行ってまいりましたけれども、それらを併せ持って子育て応援係といったようなところに組み替えたといったような状況となっております。

それから、令和5年度の新しくできた課の一つ児童保育課でございますが、これについては、主に令和4年度の児童家庭係、先ほどここの中にぶら下がっている家庭児童相談とか、婦人相談というのもありましたという話しなのですが。それらを除く部分で行っていた児童家庭係の業務を児童保育課のほうに持ってきてまいりまして、係とすれば2つ、手当係、それから、入所入園係という、ここについては、係の名称を聞くとどう業務を行っているかがイメージつきやすいですね、具体的な係の名称になったかなというふうに思っております。

そのほかに、支所から保健福祉課をなくし、福祉の部分などについては、福祉、それから、子育ての部分については、各支所の市民課と一緒に、市民福祉課といったような課ができておりますけれども、もう一つ、支所の保健福祉課にあった保健係、これを集約したことに伴いまして、花泉の部分については先ほど申し上げたように、健康づくり課、それから、こども家庭課のほうに仕事が移ってきておりますけれども、東部健康推進室については、右側のほうにありますように、千厩、室根、川崎及び藤沢地域における健康相談、健診ですとか予防接種などを担当するというので、千厩支所内に東部健康推進室を置いております。

係は一つだけ、保健係というふうになっております。

同様に、北部健康推進室については、大東支所の中に配置してございますが、大東と東山地域を担当するというふうなことで、保健師さん、栄養士さんを集約しているというふうな状況でございます。

その下のコロナワクチン接種対策室につきましては、令和4年度の保健福祉部の一番下のところにありましたけれども、新型という名称を、これを取りまして、コロナワクチン接種対策室というふうなことにしてございます。

なお、ここの部分については、来週から、5月の8日から5類相当になるというふうなことで、今年度はこの体制でまいりますけれども、この状況が続けば、令和6年は改めて室というふうな形ではなく、健康づくり課の中のどこの係かと一体化するような形で進めていくことになるかなというふうなところでというところでございます。

今はその概要について、この機構図で御説明申し上げましたが、具体的な事務分掌、分掌事務につきましては、次の2ページから4ページのほうに書いてございますので、お目通しいただきながら、この仕事はどっちでやっているのやなんてという部分ございましたら御質問いただければいいなというふうに思っております。

なお、3ページの下のほうに児童保育課とありまして、その中に入所入園係がありま

す。

そこで、ウとして、幼稚園に関することといったようなことがございます。

他課の所管に属するものを除くというふうなことなのですが、これ、教育委員会のほうから移管した幼稚園に関すること。

この他課というのは、教育委員会の学校教育課ですとか、教育総務課ですとか、そちらのほうで所管する部分がございます。

学校教育課のほうでは、幼稚園の教育の部分、教育指導などに係る部分については、教育委員会のほうに残しておりますし、そういった部分を除くというふうなことで書いているものでございます。

それぞれの課、それぞれの係ごとに、アからエとか、クとかまで書いてございますが、2ページの一番上にタイトルとしてありますが、これは行政組織規則というものがございまして、それに定めている分掌事務というふうなことでありますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、4ページには、東部健康推進室と北部健康推進室の保健系の業務が書いてございます。

このうち、アからスまでについては、本庁でいえば、健康づくり課のほうで所管している部分の業務でありますし、セの母子保健に関することからツの発達支援に関すること、ここまでのについては、本庁では、こども家庭課のほうで担当している業務といったようなことになってございますので、御紹介申し上げます。

以上、健康こども部の部分について御説明させていただきました。

私からは以上になります。

委員長 : 福祉部、お願いいたします。

佐藤福祉部長。

福祉部長 : それでは、福祉部の主な事務内容について御説明したいと思います。

行政組織機構新旧対照表1ページの資料になります。

その下のほうになりますが、御覧いただきたいと思います。

左側、令和4年度ですが、保健福祉部といたしまして、下のほうにございます長寿社会課、福祉企画係と高齢福祉係、2係でございました。

それから、福祉課ということで、生活福祉係、障がい福祉係の2係でございました。

右側に参りまして、令和5年度になりますが、これが二つの部となったことに伴い、福祉部ということに二つの課がなりました。

それで、長寿社会課のほうですが、こちらは2係体制で変更はございません。

業務についても変更はないところでございます。

それから、福祉課でございます。

福祉課のほうは、生活福祉第一係と生活福祉第二係と2つの係にしたところでございます。

それから、障がい福祉係ということで、3つの係となりました。

この生活福祉係を二つにしたことにつきましては、これまでも一つの係で2班体制で

2名の査察指導員というものを置きまして、市内の生活保護のケースの対応に当たってきたところでございます。

2つの係にしたという点につきまして、まず、他市の同規模の市におきましては、これぐらいの数の世帯の保護に携わっている場合は、2係で行っているということがございますので、一関市においてもそのような、分けたということと、それから、査察指導員の2名のところですが、1名は、これまでは係長相当職でしたが、1名はそういう職位に今度は沿うような形で、明確に二つの係にしたということでございます。

業務につきましては、同じ業務をするということでございます。

それから、支所のほうにつきましては、今度は市民福祉課の中にこども福祉係ということでございますので、長寿社会課、福祉課の業務については、支所については、こども福祉係で対応していただくというものでございます。

続きまして、福祉部の詳細な業務については5ページにございます。

うちのほうにつきましては、この行政組織規則に定める主な分掌事務としましてございますので、ちょっと御説明したいと思います。

まず、福祉部の長寿社会課について、福祉企画係ですが、これまでと同じように、アからカまでの地域福祉計画に関することとか、民生委員、児童委員に関すること、災害援護に関しますこと、それから、日本赤十字社に関すること等を行っております。

令和4年度までは、これに人権擁護委員に関することを所管しておりましたが、これは令和5年度から市民課のほうに移管いたしました。

支所については、今までどおり市民福祉課で対応するものでございます。

(2)の高齢福祉係につきましては、アからオまでの業務になりますが、高齢福祉に関すること、高齢化対策に係る事務の総合調整に関すること、介護保険事務に関することなどとなっております。

それから、福祉課でございますが、(1)の生活福祉第一係と、(2)の生活福祉第二係につきましては、アからウにつきましては、同じ業務となっております。

(1)の第一係のほうには、エとしまして、中国残留邦人等に関する支援給付に関することということがございます。

ただし、現在につきましては、これの給付を行っている方は、ちょっと対象者はいないところでございます。

それから、(3)の障がい福祉係については、アからケまでの業務となっておりますが、障害者に関わります、アですと自立支援給付等の事業に関すること、それから、イの地域生活支援事業に関すること、それから、ウの身体障がい者福祉に関すること、エの知的障がい者福祉に関すること、それから、オの精神障がい者福祉に関すること、ここの精神障がい者福祉に関することですが、令和5年度につきましては、これまで、令和4年度まで花泉地域で行ってございました精神障害者に係ります手帳の発行でありますとか、自立支援の給付決定事務などが、福祉課のこの障がい福祉係のほうで行うこととなったものでございます。

ただし、精神保健に関することは、一関地域も含みまして、健康づくり課の対応となることから、そういう対象者に関する相談でありますとか、訪問については、健康づくり課健康増進と連携して行うこととなります。

これにつきましては、戻りまして、健康子ども部の2ページの行政組織に定める主な分掌事務のところを御覧いただきたいと思いますが、健康増進係のところのキに精神保健に関することとございますので、それで連携して対応していただくということになります。

これらの保健活動の調整につきましては、先ほど健康子ども部長から話がありました保健師長において、これらの保健活動の調整を行うということになっておりますので、そのところは連携しながら、福祉部ではございますが、対応してまいるというところでございます。

それから、4ページを御覧いただきたいと思います。

4ページの東部健康推進室、それから、北部健康推進室の業務、(1)の保健係の業務についてですが、エの精神保健に関すること、それから、オの精神障がい者福祉に関することということで、東部、北部におきましては、精神障害者に関する福祉の分野と保健の分野と担っていただくということでございます。

福祉部の主な事務内容につきましては、簡単でございますが、以上となります。

よろしく願いいたします。

委員長：鈴木健康子ども部長。

健康子ども部長：今、私と福祉部長と2人でそれぞれお見合いながら説明したのですが、このように2つの部に分かれましたけれども、連携をしっかりと取りながら進めていきたいというふうに思っております。

一つちょっと言い忘れて、福祉部長のお話を聞いていて言い忘れてしまいましたが、これまで、令和4年度は健康づくり課のほうで担当しておりました狂犬病の関係になります。

支所のほうでは、これまでも市民課のほうで対応していた部分で、令和5年度から、これについても本庁の生活環境課、市民環境部のほうに所管を移してございます。

去年の春から、所管内の部分想定しております、生活環境課の職員に、去年のうちから狂犬病の予防注射の会場に来ていただきながら引継ぎも行いましたし、今年度も、健康づくり課のほうから一緒に行って、最終的な引継ぎを行いながら現在進めているところでございます。

説明については以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

なかなか一度で覚え切れないところでございますけれども、質疑、意見交換を行います。

岩淵委員。

岩淵（優）委員：ありがとうございます。

何点かちょっとお聞きしたいのですけれども、まず、健康子ども部の子供の定義というのは、定義はどうなっているのでしょうか。

そこをお聞きしたいです。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：国のほうで話をしている子供と同じわけなのですが、成長過程にある子供と、表現、すみません、個別にあれですが、そういった意味合いでの、成長過程にある子供というふうなところで押さえていたところでございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕（優）委員：例えばですけれども、高校生までとか、大学生までとか、中学校を終わって働いている方もいらっしゃる、高等学校を終わって働いている方もいらっしゃる。その何かそういう区分けをした場合に、ここはどうなるのでしょうか。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：一般的には、高等学校を卒業する年齢相当までの方が子供と言われる部分ですが、大学に行っても、大学生であってもなかなか立ちできない部分、それからあと、障がいをお持ちの方などについては、これまでも障がいを持つての方については、20歳相当の年齢になる年度までといったようなこともありましたので、18歳を超えた部分についてはちょっとファジーな部分が出てきますけれども、いずれ、成長過程にある部分というようなことで捉えながら、その辺も含めて子供として対応してまいりたいというように思っております。

委員長：岩渕委員。

岩渕（優）委員：あと、1ページの児童保育課とございますよね。

児童保育課、ここでいう児童というのは、小学生までを指している、この児童というのは指しているのでしょうか。

そこをちょっと教えてください。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：保育というふうな部分であれば保育園等でありまして、児童というふうな部分では、放課後児童クラブですとか、そういったところに入っている方というふうな部分であれば、小学生というふうな見方も考えられるかなというふうに思いますけれども、児童手当等については15歳までと、これが年齢要件が、今後、こども家庭庁の動きなどであるかもしれませんが、そういった部分も含めると、先ほどの子供とほぼ同様の考え方でよろしいかなというふうに思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵（優）委員：3ページのおやこ健康係の中の一番最後のクのところ、子育て世代包括支援センターに関することとございますが、子育て世代包括支援センターというのは、何か独立したといいますか、そういう組織体、何かグループ、形として存在するものなのでしょうか。

その辺ちょっと聞きしたいと思います。

どういう機能を持っているのかという。

委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：子育て世代包括支援センターですが、子育て世代包括支援センターとして別にどこかに何か設けているということではなく、こども家庭課の中に、母子保健型として今設置をしているところです。

機能としては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために、専門職等が相談とか支援とかを行っているところです。

委員長：岩淵委員。

岩淵（優）委員：どこか分かりませんが、不登校というところの増については、今回の組織編成の中に、どこかに入ってくるものなのか、ないのか、そういう不登校支援についての業務というのは、全くないのか、あるのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：不登校の子供さんについては、これまでも教育委員会と保健福祉部、子育て支援課なり、子育て支援センターのほうで連携しながら取り組んでまいりました。

令和5年度につきましても、どこでというようなことで、こども家庭課のほうの部分でいえば、子育て応援係が中心となって、こども企画係なども絡みながらになるのですが、そこと、不登校という、学校にというような部分がございますので、教育委員会と、何か協議する組織を持ってというようなことではないのですが、それぞれのこの子供さん、A君、Bさんという個々の子供さんに応じて、これまではケース会議といったものを開催してまいりました。

そこを今後も教育委員会と連携しながら進めていくというふうなところで行ってまいります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私からは、子供の関係での組織的な取組についてお伺いしたいと思います。

こども家庭課と児童保育課はあるのですけれども、課題解決型の対応の部分については、子育て応援係とかという形であるのですけれども、児童生徒、高校生、先ほど子供の定義としては高校生ままでというようなお話をいただいたのですけれども、特に、児童生徒、高校生の部分の子供の育成というような部分については、課題解決の部分はある程度対応はできているような感じはするのですけれども、それ以外の子供の育成というような部分では、積極的な関わり方というのは、こども家庭課の児童保育課ですけれども、どのような形で出てくるのかな。

高校生とかは多分ないのかなと思うところもありますし、あと、生徒という観点でもなかなかないのかなと思いますが、そこら辺、今回の機構改革の中で階層に分けるとすれば、今言ったような階層の部分としての関わり方というか、課としての関わり方というのはどのような形になっていくのかなというのが、ちょっとよく分からないところがありますので、お伺いいたします。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：中学生、高校生の子供への関わり方というようなことでありました。

猪股委員さんから話あったとおり、課題があるお子さんについての解決のためとか対応といったような部分で関わっていく部分は、もちろん今までもそうでしたけれども、行ってまいります、そうではない、課題がない子供はいるのかどうか分かりませんが、通常一般的な生活されていらっしゃるのに対しては、積極的にアプローチしていくための担当部署といったようなものは、これまでも設けてなかったという部分もあります。

いろいろな部分で、いきがづくり課で青少年のためのいろいろな教室を開いたりとかといったような取組などはあると思います。

そういったそれぞれの分野での関わり方というふうなものはそれぞれですが、特に中学生世代、高校生世代に特化して専門的に、積極的に関わりを持っていくといったようなところは今のところ考えていないところがあります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：三田のほうで施設研修してきたところでは、兵庫県の三田市ですか、そこは子育て戦略室というところを、組織をつくって、一体的に子供たちの支援をしているということで、児童生徒、高校生というような形で、いわゆる前向きな取組というか、積極的に講師派遣をして、いろいろな事業を、小学校だったり、PTAだったり、中学校だったり、高校生だったりというのにも参加していただきながら、未来の子供たちを、地元に残って頑張ってもらおう子供たちの育成に取り組んでいるというような取組を見てまいりました。

そういう点ではちょっと物足りなさがあるかなというようなところがあります。

それから、もちろんセッションごとに、部ごとにやっているというような部分があるかなと思いますけれども、例えば、放課後子ども教室の部分は市民センターのほうですか、いきがづくり課のほうでやっているということがありますし、それから、放課後

児童クラブはこちらのほうでやってるといようなお話があります。

あとは、主に児童生徒の部分については、教育委員会のほうでプログラムを組んで、様々なソフト事業というか、子育て支援の部分で、先ほど言った前向きなというような部分は、教育委員会が担っているというところはあるのでしょうかけれども、であれば、同じ子供の健全育成なりをというような観点からいうと、いきがづくり課であったり、教育委員会であったり、こちらの健康こども部だったりというような部分での情報共有なり、連携をどう図っていくかというようなことは必要なかなと思っておりまして、新しい仕組みの中で動き出したばかりではあるのですが、ちょっとそこら辺の視点は、今後、どう構築していくのかなというところで何かお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：今回、新しくこども家庭課に設けたこども企画係、ここで新たなこども家庭庁の創設に伴った動きにも対応していきますよというお話を先ほど申し上げました。

この中で、子供の声を聞きながら計画に生かしていくよというふうな部分の取組を、ここが中心となってやってまいります。

そういう新たな子供のための計画をつくっていくというふうな部分の中でも、通常の業務を推進していく中でも、連携というのは非常に大事なものだと思ってございます。

立ち上がったばかりではありますけれども、早い段階からその辺の連携をどのようにしていくかというふうなところの組立ても含めて、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

委員長：猪股委員。

猪股委員：要望になりますけれども、定期的な情報共有の場というかを持っていただきながら、いろいろ現状を語り合えば、いろいろ課題であったり、これからの取組というような部分についても前向きな提案も出てくるかと思っておりますので、ぜひ、担当課が連携できると言いつつも、具体の連携の仕方という部分では、定期的な会を持つとか、様々そういうふうな具体の取組をやりながら、一体的に真の意味での連携が取れるような子供の育成に努めていただければと思います。

以上です。

委員長：門馬委員。

門馬委員：保健師長の立場というのは、先ほど聞くと随分、保健師、いろいろな範囲におられて、まとめるのは大変だというふうに思うのですが、実質、保健師長の机はどこにあるのかということと、あと、まだ職員録が来てないから分からないのですが、コロナワクチン接種対策室の関係ですけれども、コロナワクチン接種の第6回目始まって、多分、対象の病院とか医院が減ったり、いろいろ変わっている、組み替えている部

分があるのですけれども、そういった質問は、このコロナワクチン接種対策室のほうに聞けばよろしいのでしょうか。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：保健師長の席は健康づくり課の中にございます。

そこでアンテナを高くしながら、連携を取りながら、人材育成等に、活動の総括に努めているところであります。

それから、ワクチン対策室、これも保健センターの中の2階にございまして、体制は縮小になりましたけれども行っております。

ワクチン接種の部分についての問合せはこちらにいただければと思っております。

集団接種については、今年度の部分については、今のところ行わないで、個別に病院で受けていただくというほうにスライドしておりますので、病院の数も極端には減ってないところですが、年齢層によって、子供をやれるところ、それとか、両方やるところというふうなところでいろいろな区分もございますので、こちらの対策室のほうで聞いていただければと思います。

委員長：門馬委員。

門馬委員：コロナ接種の関係は、たまたま大東病院が今回からないのかな。

それで、病院だということもあって結構多くの人を受けたというようなこともあったので、どういう経過でそうなったのかということ、医師会との話とかいろいろ、県立病院でありますので、県との関係もあると思いますけれども、なぜなのかなということ、あとやはりそれだけの人数で、一番初めのときになかなか接種予約できなかったものだから、そういった面ではじかれるというか、今まで大東病院で接種してただけでもなくなったので、なかなか接種するのが難しくなるんじゃないかなと不安の声もあったものですから、そこら辺についてはどのように考えてるのか、ちょっとお聞きしたいと思いました。

委員長：鈴木健康こども部長。

健康こども部長：大東病院が扱わなくなった理由については私は把握してございません。

健康づくり課長だったら分かったかもしれませんが、随時、増やしていったりすることはこれからも努力してまいります、今の何月何日現在でこうだというような部分であります。

いずれ、それぞれの病院のいろいろな体制というようなのもあったかと思いますが、いずれ、市民の皆さんがそういう不安に思っているという状況については、個別にも、病院のほうにも話を伝えながら、できれば追加なりで登録してもらえるように努力していきたいと思っております。

話をしてみたいと思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：私からは3ページ、1点です。

こども家庭課の(3)の子育て応援係のキの少年センターの件でございますが、長寿社会課であれば、高齢福祉のシルバー人材センターに関する事、これ理解できますけれども、少年センターに関する事をちょっと具体的に。

それとあと、県との関係とかどういふようなつながりになっているのかについて伺いたいと思います。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：少年センターという建物があるわけではございません。

機能としてあるのですが、具体的に言いますと、夕方なり日中の街頭補導を主にやっている方々、先生方だったり、民間の方々にお願いして、補導委員を委嘱してございます。

そういった方々の活動する機能を少年センターということで話ししてございます。

委員長：那須委員。

那須委員：ということであれば、県の機能との関係というか、そういった関係はなくて、市の独自のものということですかね。

委員長：健康こども部長。

健康こども部長：県のほうにも少年センターというものがあるのかどうかという分かりませんが、県との関係ということではなくやっております。

ただ、県のというか、警察などと協力しながら行っているところでございます。

委員長：千葉委員。

千葉(大)委員：今日は御苦労さんです。

鈴木部長さん、それから、佐藤福祉部長さん、それぞれ説明がありましたけれども、私の感覚で申し上げますと、令和4年までの体制のほうが、市民の皆さんにもなじみやすく、令和5年からの健康づくり課、健康こども部、福祉課というふうに分分化され過ぎたのではないかという思いがあります。

市民の皆さんも、このことはどこに行っても相談したらいいのかなどと戸惑ってしまうのではないかというように、一見して私を感じるのです。

それで、今回、それぞれの部長さん方が説明をされましたけれども、そういう懸念はありませんでしたか。

委員長：鈴木健康こども部長。

健康こども部長：懸念がなかったかという、懸念よりも、以前の保健福祉部の持っている業務の部分がちょっと幅広過ぎたなというような感じをしてございましたので、それで細分化しようというようなことで動いておりましたので、分かりづらくなるのではないかなというような懸念はありませんでした。

また、どこに行って相談すればいいかというのは、電話の場合はまた、人がおいでになることについては、今までと場所は変わりませんので同じになりますし、電話でこういったことを聞きたいのだけれどもというようなことを話しただけであれば、交換なり、総合案内のほうで、それはここですということ丁寧にお説明させていただいてるところでありますし、4月からこの体制で動き始めておりますけれども、どこに行ったらいいのかわからないというようなことでの困りの声は聞こえていないところです。

委員長：福祉部長。

福祉部長：福祉部でございますが、これまでどおり、長寿社会課、福祉課ということで、課名等の変更もございませんし、福祉部ということで、より福祉関係を担っている部署だということで、市民の皆様には理解されていると感じているところでございます。

また、この組織再編に当たりましては、やはり周知が重要と考えておりましたので、市の広報でありますとかを利用しながら、目に触れるような機会を捉えて周知しておりましたし、今後につきましても、地域におられます民生委員さんとか、そういう方を通じまして、市の体制などについては、地域のほうに理解を深めるよう周知してまいりたいというふうに考えております。

委員長：千葉委員。

千葉（大）委員：両部長さん方から、安心できるようなお答えをいただきました。

やはり市民の皆さんが、例えば、健康こども部の細分化された機構の中で、戸惑ったりなんかする人が多少出てくるのではないかと思います。

ですので、電話と、それから、来庁された人には丁寧に話をされて、たらい回しにされたとかなんだというふうにならないような配慮を見せていただいて、市民の皆さんから好感を持たれるような対応、ここを上げていただきたいと、それだけです。

お願いします。

委員長：鈴木健康こども部長。

健康こども部長：委員からお話があるように、心配のないように対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

委員長：千葉委員。

副委員長：御苦労さまでございます。

少し教えてください。

健康子ども部の関係ですが、細分化されて、国の方針の下に取り組まれているのだと思うのですけれども、課が増えて、係が増えたのですが、令和4年度と令和5年度の職員の配置というのは、増えているのか、そのままただ職員が異動しているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長：鈴木健康子ども部長。

健康子ども部長：職員は増えております。

子育て支援課と子育て支援センター、2つ合わせて、課長職含めて23名、令和4年度はありましたが、令和5年度は、子ども家庭課と児童保育課合わせて31名ということで、大幅に増えてございます。

なお、健康づくり課も21名から、花泉の部分が増えた部分もございしますが、21名から27名に、健康づくり課も増やしたところでございます。

委員長：千葉委員。

副委員長：少し安心しました。

全員正規職員なのでしょうか。

それとも、非正規はどれぐらいいるか。

ざくっとで結構でございます。

お願いします。

委員長：鈴木健康子ども部長。

健康子ども部長：今申し上げました、31名、27名には、正職員のOBの再任用の職員も何人か含まれておりますけれども、これは正職員と再任用の数です。

それ以外に、会計年度任用職員ですとか、非正規の方を含めると、何十人という単位で増えます。

そういう方々に業務をお手伝いいただきながら進めているという状況でございます。

委員長：千葉委員。

副委員長：その辺は分かりました。

実のところ、具体に入るのですけれども、どこに入るか、子育て応援課、子ども企画課、どちらにも入るのだと思うけれども、ヤングケアラーとか、発達支援の関係の方々

なのですが、学校入学も含めながらなのですが、児童からの発達障害を把握する中で、それを学校に送り出していくと、社会で一緒に暮らすという中なのですけれども、そこで、ベテランさんもOBさんも、一緒に職員として採用していくというので大体すごく安心しているのですけれども、このヤングケアラーの部分では、子育て応援係のほうで基本的には進めていくのでしょうか。

委員長：鈴木健康こども部長。

健康こども部長：委員想定のとおり、子育て応援係が個別のケースについては対応してまいりますし、それらを仕組みとしてどうしていくかという部分については、こども企画係のほうも関わりながら進めていくというところでございます。

委員長：千葉委員。

副委員長：それで、これからのことなので、始まったところなのですけれども、今までもやられていたと思うのですけれども、こういうように課が、焦点の合う課ができてきたので、ヤングケアラーの部分もだけれども、本当に子供中心の世の中をつくっていくためには、子供をしっかり育てていかななくては駄目なので、その課をつくったところに人を充てていくという、厚くしていくという、きめ細かにやっていくという、その辺の取組を一緒にこれからお願いしたいと思っています

やはりなかなか解消はしないのだけれども、一定程度把握しながら、本当に子育てに安心されている一関市だということ、焦点を当てた、せっかくいい課ができたので、これから取組をお願いしたいと思います。

要望でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：東部健康推進室、北部健康推進室と分かれたことで、具体的に人間ドックですとか、大東地域、千厩地域、一関地域というのが本当にぎっちり細分化されたなというところで、日程もぎっちり決まっているのです。

では、一関地域の日程のほうが行きやすいと思ったときに、なかなか融通が利かないということも具体的にありました。

大東地域に住んでいる者が、千厩地域の日程とか、一関地域の日程が取れないということがあったということで、細分化を心配されてましたけれども、融通が少し利けばいいなというところがあります。

委員長：鈴木健康こども部長。

健康こども部長：私の耳に入っていたのは、地域ごとに取りやすくなったと、ネットなどの予約も今年から併用した形になってましたので、電話をかけてもつながらないというよ

うなことが少なくなったという評価は聞こえてきておりましたけれども、なお、その地域を超えて希望、別のほうの日程を希望するのだけれどもというふうなところについては、今後に生かしていければなと思ってございます。

ありがとうございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：組織的なことで、今日このように説明会があったところだと思うのですが、例えば、施設とか、これから、例えば、妊産婦の方がよりどころとするような、そういった支援をする準備はこれからしていきますよと、していくといったときに、その受皿になるような施設に関しては、施設みたいなことに関しては、こども企画課係とか、そういったところで、政策というか施策を考えていったりとかするのでしょうか。

どういうところで、そういう施策をするといったときに、じゃあこういう施設も必要だねというような、新しい受皿的な施設が必要となってくるという場合、私は今からでも必要になってくると思っているのですが、そういうところを考えていくのはどういったところで考えていくのでしょうか。

委員長：鈴木健康こども部長。

健康こども部長：妊産婦という部分であれば、このこども家庭課で考えていくのですけれども、みんなで考えていきながら、主には進めていくのはこども企画係になるというように思います。

ただ、新しい施設というのはなかなか難しい部分もあるので、既にあるところの機能を使ってどう受けていくかといったようなことの組立てはみんなで考えますが、主にはこども企画係で進めてまいりたいと思います。

委員長：では、時間となりました。

以上で、質疑、意見交換を終わります。

健康こども部、福祉部所管分は以上といたします。

鈴木健康こども部長、佐藤福祉部長、皆様には、大変お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

(休憩 15:59~16:05)

委員長：再開します。

次に、市民環境部の所管事業の説明をお願いいたします。

佐藤市民環境部長。

市民環境部長：市民環境部でございます。

本日、市民環境部の各課の課長、今年度全て異動で変わりましたので、全員出席して

おりますので、よろしく申し上げます。

それでは、今年度、5年度の市民環境部の主要事業について、新規、それから拡充の事業について説明をさせていただきます。

資料は2ページものになります。

まず一つ目でございますが、資料は十分でしょうか。

一つ目ですが、後付け安全運転支援装置設置費補助金、こちらについては、今年度からの新規事業でございます。

概要ですけれども、高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる交通事故防止、それから、事故時の被害を軽減するために、安全運転支援装置の購入設置費に対し補助するものであります。

補助対象者につきましては、65歳以上で、非営利かつ自ら使用する自動車に安全装置を設置した方。

補助対象の装置については、既販車に対して後づけで設置する国土交通省の性能認定を受けた装置であること。

補助金額につきましては、購入金額の2分の1以内とし、限度額につきましては、障害物検知機能付の装置については4万円、検知機能なしの装置は2万円ということとしております。

予算額については、総額で180万円ということでございます。

それから二つ目ですが、マイナンバーカードの交付事務費、こちら拡充となっております。

内容につきましては、まず一つ目が、本庁1階に設置しております申請サポート窓口ですけれども、こちらについては、昨年度から引き続き開設をしております。

マイナポイントの申請期限が、今年度9月末までとなっております。

対象となる方は、今年の2月までにカードを申請した方が対象でありますけれども、こちらのマイナポイントの申請支援と併せて、マイナンバーカードの申請サポートを行う窓口を、今のところ9月末まで開設する予定としております。

それから、二つ目の出張申請サポートですけれども、こちらは、商業施設、それから各市民センターなどを会場に、出張して、申請のサポートを実施する予定であります。

こちらは業者委託を予定しております。

予算額につきましては、合わせて2,772万1,000円ほどということでございます。

それから、三つ目です。

新エネルギー等導入事業費補助金、こちら拡充であります。1ページ目の1の分は、1の住宅用新エネルギー設備（市単独事業分）については、昨年度までからの引き続きの事業。

それから、2ページ目にあります、2としておりますが、住宅・事業所用太陽光発電設備等、こちらが拡充分であります。

こちらについては、今年3月で地球温暖化対策地域推進計画を策定したところでありまして、二酸化炭素の排出を、2030年度に2013年の比で46%削減、さらに、51%を目指すというような内容の計画を策定したところでありまして、拡充分については、この計画に沿って実施するものであります。

説明については、拡充の分だけ御説明したいと思いますが、2ページ目になります。

2の住宅・事業所用太陽光発電設備等で、こちらは環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金を活用した事業であります。

内容についてですが、個人、中小企業者等が行う自家消費型の太陽光発電設備や蓄電設備、車載型蓄電池等の導入に要する経費に対し補助するものであります。

補助対象の設備ですけれども、自家消費型の太陽光発電設備ですが、こちらは、これまでやってたのは固定価格買取制度を利用したものでありますけれども、そちらを今回は利用しない、売電を行わない太陽光発電設備とするものであります。

それから、太陽光発電設備に付帯する蓄電設備として車載型の蓄電池。

それから、充放電設備ということになります。

予算額については、拡充分として9,495万7,000円ということになります。

なお、こちら、今、国のほうに申請しておりまして、まだ内示が来ておりませんので、内示が来次第、公表して、申請を受け付けるということにしております。

それから、資料の最後ですけれども、高齢者ごみ出し支援事業費、こちらは今年度からの新規事業になります。

内容については、ごみ出しが困難である高齢者世帯を対象に、ごみの戸別収集を行うもので、対象者については、次の要件を全て満たす世帯ということになります。

一つ目が、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯であること。

二つ目として、介護保険法による要介護認定、それから、障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていないこと。

三つ目として、近親者などによる支援を受けることが困難なこと。

四つ目として、最寄りのごみ集積所が遠く、移動手段が徒歩以外ないこと。

これらを全て満たす世帯を対象とするものであります。

それから、利用料金と収集頻度でありますけれども、利用料金については、1回当たり250円、それから、収集頻度については、週1回で一月最大4回ですが、収集日については市が決定するというので、ごみ収集カレンダーと別の曜日になるということになります。

燃やすごみ、それから、燃えないごみ、資源ごみを一度に収集するというので、収集カレンダーとは別の曜日に収集するというものであります。

予算額につきましては、今年度は249万3,000円ということになります。

それから、資料にはございませんが、いわゆる拡充分としてちょっと説明をさせていただきますが、医療費助成事業で、これまで乳幼児から高校生までの医療給付費の助成をしております、現物給付は中学生まででありました。

今年度8月からは、高校生まで現物給付を拡大することになります。

それからもう一つ、いわゆる拡充分として、予算の概要には掲載しておりましたけれども、国民健康保険の出産育児一時金について、4年度までは42万円でしたが、今年度、5年度からは50万円に増額なったということになります。

説明は以上であります。

よろしくお願ひします。

委員長：ありがとうございました。
それでは、質疑、意見交換を行います。
佐藤委員。

佐藤委員：高齢者ごみ出し支援事業についてなのですが、この対象者については、どのように把握していくかということと、希望でとか、地域ごとに振興会とかでまとめてくれとか、民生委員の方がまとめてくれとか、そういうことになるのか。
それと、介護保険法による要介護認定とか、障害者総合支援法、認定を受けていないことということで、この意味がどうしてなのか、教えてください。

委員長：市民環境部長。

市民環境部長：まず、対象者の把握方法ですけれども、現在、各地域で行政区長会とか開かれておりますが、その中で説明をしておりますし、それから、民生委員さんの会議等でも説明をしております。
あわせて、これからになりますけれども、広報等に掲載をして、周知をして、図っていきたいというふうに考えております。
行政区長さんとか民生委員さんに説明をしているというのは、こういう方をお知らせくださいということではなくて、こういう制度があるということを知っていただいて、そういう対象になるような方がいたら、こういう制度がありますよということをお知らせしていただきたいという趣旨で説明をしているところでありますので、実際の希望する方については、直接市のほうに連絡をしていただくということを想定しております。
それから、介護保険法、要介護認定、障害支援区分認定を受けていないことについては、認定を受けている方につきましては、それぞれ介護サービスでありますとか、障害のサービスを受けている方については、このごみ出し支援についても、そのサービスの中で受けることができるということになっておりますので、今回のこちらのごみ出し支援事業費からは、対象者からは除いているというようなことでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：要介護認定を受けている方とかは、ヘルパーさんにごみ出しとか支援をしていただくことができるのでということですね。
デイサービスには通ってるけれどもとか、ヘルパーさんは使ってないよという方もいらっしゃると思うのですが、そういう方はごみ出しができなければヘルパーさんを利用するとか、そういうことになるということで解釈していいのですか。

委員長：市民環境部長。

市民環境部長：そういうことになります
そういう認定を受けてる方で、ごみ出し支援が大変で、今サービスを利用していないと

いう方につきましては、ケアマネジャーさんとかにお話をして、ごみ出し支援をサービスの中に入れていただけるように調整をするということで、保健福祉部からお話をいただいているところでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：要介護認定を受けていて、デイサービスを週に3回利用したいとかというと、そういうサービスも受けられない、限度いっぱい使ってるよという方も中にはいらっしゃるの、その辺は検討の余地があるのかなと思っております。

委員長：市民環境部長、今の質問に関して、佐藤委員からの今の質問に関しまして、西山生活環境課長。

生活環境課長：障害福祉サービスもですし、介護保険のサービスもそうですけれども、総合的な地域で暮らしていけるためのサービスの利用の方法については御承知のとおりで、ケアマネジャーさんが担っていると思います。ケアマネジャーさんに相談していただいて、市で支援するごみ出し支援事業は、最大でも週に1回ですので、ごみがたまったら出してもらおうとか、そういった形で介護保険の居宅介護のほうでごみ出し支援のサービスを受けられるように、ケアマネジャーさんに相談していただくというような中身になるかと思えます。

委員長：那須委員。

那須委員：今のごみ出し支援に関連することです。

ちょっとやはり私も地元の区長さんから直接聞かれてあったものですが、いわゆる使用料金というのは、250円というのは、どなたに払うのか。

いわゆる高齢者がその方に払うのか、高齢者が、そして、ヘルパーさんとかケアマネジャーさんに払うのか、直接市がやってもらった人に払う、その辺のところはちょっと分からなくて、お聞きしたいと思います。

委員長：生活環境課長。

生活環境課長：代金、料金の頂き方については、検討中の部分はありますけれども、利用される方が直接その収集業者にお支払いするという形ではなくて、そもそも収集業者ではなくて、現在は職員がお宅に回ることを想定しておりますので、そういった中でお支払いしていただくこととなります。

委員長：よろしいでしょうか。

では、以上で、質疑、意見交換を終わります。
終わりましたよ。

今、ありませんかとお伺いしましたので。

猪股委員。

猪股委員：新エネルギーの関係なのですけれども、2ページ目の住宅・事業所用の拡充分なのですけれども、これって補助対象はあるのですけれども、上限額というのは、これは1と同じような考え方なのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたい。

委員長：生活環境課長。

生活環境課長：補助金の額については、ちょっと検討中のところがあります。

国の補助金をいただいて行う事業ですので、国の内示額によって検討しなければいけないとは思っております。

利用者から幾らか自己負担をいただきつつ、市のほうで補助する金額、割合もですけれども、検討していく予定です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：仕組みがよく分からないのですけれども、いわゆる買取り制ではなくて、自分で使う分、自分で発電するというような仕組みですよ。

どっちが得なんだべななんて、やるほうにとっては考えてしまうわけですよ。

1がいいのだから、2がいいのだからと、もちろんその中身がまだ分かってねというのだから、比較のしようがないというような状況なのですかね、今。

ざくっとしたところでは、やはりこっちのほうの方が得だよとかというような見方はできるのですか。

委員長：生活環境課長。

生活環境課長：現在行っている市の独自事業の分は、主に売電を目的として設置するお宅への補助として、ただ、電力の買取り制度の仕組みも変わりつつあるということもありますし、国のほうでも、災害時などに備えて蓄電という面も新たに考えられているという中になりますので、どちらがお得かという判断よりかは、そのお宅の考え方というか、設置の仕方によるのかとは思っております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：やるほうにとってみれば、短絡的にそう考えてしまうんだべなと思っただけの話なので、カギが定まってねえので、今の議論はしても意味がないので、いずれちょっとそういう情報提供をちゃんと出した中で判断していただけるような仕組みでやっていただければと思います。

以上です。

委員長：それでは、よろしいですか。
菅原委員。

菅原委員：2点お聞きしたいのですが、まず最初に、今、猪股委員が質問したことと関連するのですが、この事業が、住宅・事業用太陽光発電設備等の拡充分なのですが、要した費用に補助するという、めど、期間というか、国から示される、いつぐらいというめどとかは分かるのでしょうか。

委員長：市民環境部長。

市民環境部長：内示の時期ということでよろしいですか。

4月中ということでは話をいただいておりますが、4月中だと、今日明日で終わりなのですけれども、まだ来てないというような状況ですね。

連休明けぐらいには分かるのかなということで承知しております

委員長：菅原委員。

菅原委員：1ページ目の後付け安全運転支援装置設置費補助金の、補助金の一番最後の行と2行目なのですが、障害物検知機能付の安全装置4万円、それから、障害物検知機能なしの安全装置2万円が限度額なのですが、この品物自体は幾らぐらいのものなのか、それをお聞きしたいです。

委員長：市民環境部長。

市民環境部長：いろいろな金額がございますが、安いので4万円ぐらいです。高いのだと7万4,000円ぐらいですね。

物なので、プラス取付料がかかりますけれども、これぐらいの金額です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：今、品物の金額と、大体目安を言っていたのですが、そのほかに取付料がかかるということなのですが、その取付料も込みで補助がされるのでしょうか。

委員長：生活環境課長。

生活環境課長：ちょっと検討させていただきます。

購入金額に普通は取付料も含まれて取り付けられると思うのですがけれども、例えばといたらあれなのですけれども、ドライブレコーダーあるのですけれども、あれも結構、取付料のほうが本体より高かったりするというふうなことも目にしたりもしております

ので、場合によっては検討が必要かなと思ったところです。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：参考にこれ調べてみました。

オートボックスに行ったら、取付料込みで、障害物検知機能なしの安全装置が取付料込みで4万4,000円ぐらいでした。

取付料込みで、だから、半分ぐらいだなと思いました。

障害物検知機能付というのがオートボックスに置いてなくて、これは車によってつけられるかつけられないか分からないので、ディーラーさんのほうに相談したほうがいいという、オートボックスの方の話でございました。

委員長：それでは、よろしいでしょうか。

時間も大分経過したところでございます。

よろしいですか。

以上で、質疑、意見交換を終わります。

市民環境部所管分は以上といたします。

佐藤市民環境部長、それから皆様、各課長さんにおかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。

休憩します。

では、職員入替えのための休憩です。

(休憩 16:30~16:32)

委員長：それでは、再開いたします。

次に、教育委員会の所管事業の説明をお願いいたします。

小菅教育長。

教育長：教育委員会では、今日は四つについて説明させていただきます。

ちょっと項目多いですけれども、教育部長のほうから、資料に基づいて説明させていただきます。

委員長：及川教育部長。

教育部長：それでは、私のほうから資料の順番で説明させていただきたいと思います。

令和5年度の教育委員会における主な新規事業と拡充事業についてでございます。

まず初めに、1番目、校務支援システム（県内統一）の導入整備について、8,300万円という予算です。

こちらは、小学校費、中学校費の合計の金額で、どちらも学校用コンピュータ整備事業のうち、今回さらに拡充分ということになります。

統合型校務支援システムを導入、整備するというものですが、このシステムにつきましては、学校の先生が主に職員室の中で行う業務についての支援するシステムというような形です。

こちらの説明書きにもございますように、校務支援システムとはということで、成績処理であったり、児童生徒の出欠の管理、あとは授業の時数の管理、また、健康診断等の健康面の管理、あとは学籍の指導要領の作成といったような業務について、システムのほうが支援をするというものでございます。

学校の職場は、まだまだ手書きであったり、手作業であったりというような、先生の業務が今も結構まだ残っておりまして、それらをこのシステムによって効率的に行えるようにということで、例えば、成績のデータ、一度入力したデータを通知表に作成する際に、そのデータを移行して、効率的に通知表を作成したり、それがあと指導要領まで自動的に引き継いだりといったような効率性もありますし、今までは通知表を書いて、また指導要領も別々書いてということで、別々に書くことによって、転記ミスだったり、そういったものも生じていたわけですが、これがシステムで自動的にデータを引き継ぐということで、正確性も向上できるというようなシステムでございます。

こちらの図にも書いてありますように、県内のどこの学校でも同じシステムが使えるようになるということで、下の丸の一つ目になりますけれども、今回は、岩手県の主導によって県内全ての公立の小中学校で、同じシステムを導入するというような形になります。

令和5年度に導入をして、令和6年度から稼働開始という形でございます。

この校務支援システムは、国のGIGAスクール構想で、1人1台タブレットを整備しましょうというのと同時に、全ての学校でもこの校務支援システムを導入していきましょうというような、GIGAスクール構想の中にも位置づけられているものです。

県内では、もう既に県内の自治体では、校務支援システムを既に導入しているところもあります。

一関をはじめ盛岡とか、まだ多い市町村が未導入ということで、今回、県の音頭で共同で整備を実施するというものでございます。

丸の二つ目で、システム導入の効果としましては、小学校から中学校へのシステム入力された個人データの引継ぎや連携が可能ということで、小学校から中学校に上がるときにデータをそのまま引き継げるということもありますし、市内で転校した場合も学校から学校にデータを引き継げるし、あとは、行く行くは中学校から高校に進学した際にも、県立高校であれば高校にも自動的にデータを引き継ぐことができるといったようなことにもなってきます。

あとは、ポツの二つ目ですけれど、人事異動で勤務場所が変わっても同じシステムが使えるということで、先生の場合、県内至るところに異動するということになりますけれども、県内であればどこの学校に行っても慣れた同じシステムを使うことができるということは、結構、業務の効率性にはプラスになるものだというふうに考えております。

また、最後のところですが、教職員の業務の効率化につながるということで、システムを入れた学校全て、多少の時間の差はありますが、導入後、超過勤務の時間は減っているというような実績もございます。

そういったところで、今年度、県で入札をして、業者を選定して、あとは導入をしていくと、そして、研修を行いながら、来年度からスタートするという予定でございます。続きまして、2番目になります。

2番目は、地域部活動支援補助金、こちらは新規事業になります。

今年度分としましては、145万円という予算でございます。

図のほうを御覧いただきたいのですが、一番上の図が、現在の学校部活動ということでございます。

平日、勤務時間内ということで、大体5時近くまで学校の通常の部活動、先生が顧問となって部活動を行います。

その後、5時以降は保護者開催の保護者練習会といったように移行していきます。

そして、土日は、土曜日については学校部活動というような、そして、先生が就く学校部活動となっております。

現在は、平日1日と日曜日が部活動の休養日ということになっております。

それが下のほうに移りまして、2種類の地域部活動、休日型と全日型という2種類の部活動を想定しております。

真ん中の休日型につきましては、平日はこれまでと同様になります。

ただ、土曜日の部活動については、地域部活動に移行するというようなものでございます。

一番下の全日型、こちらは平日の部活動も土曜日の部活動も全て、学校から離れて地域部活動へ移行するというものでございます。

今回、地域部活動への移行に向けて補助金を新設するというものでございますが、この補助の必要性と、なぜ必要なのかということで、これまでの学校部活動においては、基本的な活動費用については、学校であったり、PTAで負担していたという部分がございます。

これが地域部活動に移行しますと、基本的に保護者負担というような形になりますので、保護者の負担が増えるということから、補助金を新設したということになります。

補助対象経費、どのようなものが補助の対象になるのかということで、指導者への謝金であったり、指導者が必要な資格を取得するための取得費、あとは児童生徒の保険料、クラブの用具の購入費であったり、大会の参加費だったり、旅費というようなものに対して補助を行うというものでございます。

実際の補助額、休日型と全日型で補助の額が変わってきますが、休日型につきましては、基本2万円プラス、部員1人当たり3,000円を乗じた額が年間の補助額と、ただし、上限は5万円ですと、全日型については、基本額が5万円で、部員1人当たり5,000円を乗じた額、上限が10万円というような額で今年度スタートするというところになります。

今年度につきましては、4年度から地域部活動への移行が実際に始まっておりまして、4年度は全日型の部活動が二つ、4年度からスタートしております。

今年度は、休日型、こちらが一応22の部活動、そして、全日型は一つの部活動がプラスになって、全日型は全部で三つと、3クラブが地域部活動に移行する予定となって今、移行を進めているというような状況でございます。

続きまして、次の最後のページになります。

三つ目は、本寺地区の地域活動支援事業、こちらも新規事業となります、200万円。

こちらは、地域おこし協力隊制度、町内でも地域おこし協力隊、今年度から活用するところが多くございますが、本寺地区においても地域おこし協力隊制度を活用して、実際に本寺地区に住んでもらって、そして、本寺の地域づくり、地域おこし活動への支援を行うというものでございます。

実際の地域おこし事業の企画運営であったり、ワークショップの開催、あとはSNS等で広く情報発信をしてもらうとか、そういったものを想定しております。

続きまして、4番、デザイナー駒形克己さんのワークショップ及び講演会の開催ということで、こちらは51万7,000円という予算額でございます。

これは、図書館の運営事業費の中での拡充分ということになります。

こちらの駒形克己さん、写真にございますが、駒形克己さんについてというところで経歴を記載しております。

渡米をして、ニューヨークのCBS本社でのデザイナーとして活躍されて、日本に帰ってきてからは、デザイン会社を設立して、多数の絵本を出版しながら、またオフコース、安全地帯のLPのジャケットを製作したりということで、幅広く活躍されておりました、現在はワークショップを中心に、絵本づくりも行う傍らワークショップも開催して、ヨーロッパ等頻繁に行かれて、ワークショップ等をやられてるという方でございます。

この方が、たまたま東北のほうを旅行していて、水沢の駒形神社に寄られた際に、同じ名前の神社があるなということで何か親近感を感じられて、最初は水沢に住もうかなと思ったところですが、なかなか新幹線の駅が遠かったりして、次に寄った一関の町並みであったり、自然を見て、一関が気に入ったということで、一関におととしあたりから、移住されたというところです。

アパートを借りて、アトリエを構えて、町なか、上の橋通り、本当に町なかのほうに住まれて、すぐ頻繁に東京の会社であったり、あとは海外に行かれる方なので、交通の便のいいところと、そして、また自然のいいところということで、住まれています。

それで、移住されてから図書館のほうに寄られて、何か私で力になれることがあったら協力しますというようなお話をいただきまして、あと教育委員会のほうにつないでいただいて、おととしあたりから学校等でワークショップを開催したりということも続けておまして、今年度から図書館のほうでも引き続きやって、少しずつ駒形さんの活動というのも大きくして、広げていきたいなというふうに考えているところでございます。

最後に書いてありますけれども、駒形さんの意向としても、ぜひ一関の力になりたいということで、こちらのほうに住まれていますので、駒形さんのいろいろな誠実性を活用していきたいなというふうに考えております。

簡単ではございますが、主な事業としては以上のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

委員長 : これより、質疑、意見交換を行います。

猪股委員。

猪股委員：本寺の関係なのですけれども、地域おこし協力隊ということで活用しての事業なのですけれども、見込みというか、来れば初めて動く話なのですけれども、ちょっとそこら辺の見込みって、何か今のところあるものなのか、募集中なのか、ちょっとそこら辺、教えてください。

委員長：教育部長。

教育部長：流れとしましては、5月の連休明けあたりから、市の地域おこし協力隊の方々一斉に公募をかけるということで、公募の期間もなかなかやはり3か月とか4か月ぐらい通常でもかかって、実際には、うまくとんとんといって9月とか10月あたりから活動されるというのが、スムーズにいった場合のスケジュールなのですけれども。実際に応募があるかどうかというのは、まだちょっと蓋を開けてみないと分からないところなのですが、ただ、本寺のほうでずっと指導とかしていただいている大学の先生とか、そういう方にも、どなたかいい人いませんかということをお願いをしているところがございますので、その方からいい方を紹介できれば、本当に早めに決定できるのかなと思っております。

ただ、あとは公募次第というところもありますので、まだ今のところは人選は決まっていないところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：一関市の場合は、地域おこし協力隊制度の活用、あまり上手に使えてないというか、募集しても来ない。

宣伝が下手くそだという部分があって、戦略的に取り組んでないという部分が大きいのです、一番。

各課でそれぞれ対応しているようなところがあって、もうちょっと戦略的に、これは市の事業として地域おこし協力隊制度を有効に活用して、市に来てもらうというような、トータルとしての取組がないと、なかなかちょっとそこら辺は難しいのだろうと思っておりますし、よほど何か思いがあって、本寺とかいいなとかというような部分で、つてが、何ぼかきっかけがあって、来る人があるというのであれば、それはそれなのですけれども、ここはちょっと難しいところがあるのかなと、であれば、ちょっとアピールする部分を募集期間の中でうまく、上手にやっていかないと分かりませんし、なおかつ、地域の中で3年ですか、最長、いることができますけれども、その方に定住していただきながら、また引き続きというようなことも含めて、地域の方々との連携というのはより重要になってきますので、その部分も含めて、地域に丸投げするのではなくて、行政としても、来たら来たでバックアップもちゃんとしていくというような体制を組んで、やっていただきたいなと思っております。

以上、要望です。

委員長 : 那須委員。

那須委員 : 私も今の猪股委員の意見には大賛成でございまして、いずれ地域おこし隊、来る方につきましては、やはり一関に魅力を感じて来るとい、先ほどの駒形さんの話もだけれども、一関の力になりたい、一関の魅力を感じて来るとい、その気持ちをしっかりと大事にするのには、やはり発信力が大事でございますので、教育部署の関係だけでなく、市全体の取組としてしっかりと、我々委員としても議員としても見ていきたいなと思っております。

それはそれとして、私の質問ですが、地域部活動の関係でございます。

これも総括質疑といろいろ私も質問した経過がございますが、今回の予算の分、それからあと、地域部活ということの中で、今、中学校14校でしたっけ、いずれこの地域部活動を全日型として捉える地域指導者というのは、部活動の数によるべきだけれども、さっき部長からも、休日型で22、全日型で三つというお話もありましたが、全体捉えると何クラブになるかということと、もちろん全クラブを全日型として、休日型も含めて、全日型含めて、全クラブそういった取組を最終的にはするのだと思いますが、そうした上で、もちろん今年度からの新規事業なのですが、来年度以降ももちろんこういった取組はずっと続けていくというようなことでの確認も含め、前段の質問も含め、お願いしたいと思えます。

委員長 : 教育部長。

教育部長 : 今時点でのクラブ、中学校の部活の数は、全部で176の部活動、176分の25というような、今の時点で。

委員長 : 小菅教育長。

教育長 : 将来的にどうかということではありますが、市の教育委員会とすれば、将来的には全部地域部活動に移行していく方向であります。

ただ、それが全日型となると、すっかり切り離されて、指導体制とか、組織体制がかなりしっかりしてないと継続できませんので、そこら辺はかなり時間がかかるんじゃないかなというふうに見てました。

国のほうも、地域部活動、スポーツ庁、文科省でそれをぶち上げたのですが、去年の12月になって、3年間のところで全部移行するという案を、そういう提起を全国に発信したのですが、トーンダウンしまして、去年の12月になって、その時期は3年を問わないというふうにトーンダウンしました。

相当文句が行ったのだろうなというふうに思いますが、現実的にはかなり難しいのです。

県内でもこういう形、これだけ移すというのは一関です。

ほかはほとんど動いてないです。

ただ、小さな市町村は、現在、国の金で県が指定してるのは、葛巻と岩手町、大船渡

が若干ですが、やはり小さな市町村は割と丸ごと移せるので、岩手町とかは、もう数年後には全部そちらのほうに移行するのじゃないかなと、それは岩手町の例は、体育協会がそれを全部引き受けるという形ですが、一関も体育協会とはやり取りはもちろん連携してやっていますが、昨年度も体育協会を通じて市内のスポ少の団体、それから、種目別の競技団体の代表者に集ってもらって、この説明をしました。

ただ、協力はしたいけれども、それを全部引き受けてやるだけの体力は、高齢化もあってそこまで、しかも一関の場合には、いろいろな学校がこれだけ広域になってるところに派遣してやるというのはまず今なんか無理だという話でしたので、そういう点で、この休日型という形で、土曜日だけは学校と切り離してという方向でまずはやっていきたいというふうに思っていました。

休日型とか全日型というのも、それぞれの自治体が自分たちで考えてやるやり方ですから、文科省からこんな方法は一切提示されておりません。

独自に考えたやり方であります。

市町村によってかなり違うんですね、同じ部活といっても。

都市部は全くそういう受入団体というか、スポーツクラブが豊富にありますから、東京みたいなところは。

そういうところはもう丸ごとやってもできるでしょうけれど、岩手のようなところは、とてもじゃないけれども、そういうふうに入れられるようなスポーツクラブはほとんどありませんので、それが全国的な状況ではありますけれども、そういうことで時間はかかるんじゃないかというふうに見ておりました。

委員長：那須委員。

那須委員：そういった中で、176のクラブがあるということの中で、いずれにしても地域指導者ということを読れば、極端な話、176人いればいいでしょうけれども、基本的には地域指導者はクラブを掛け持ちできるのかということも含め、なかなかまだ、休日型にしても22クラブということであると、まだまだ人数的には足りないと思いますが、いずれ課題的なところも含め、その人数的なところかと思いますが、その課題的なところ・・・人数をどういうふうに、指導者としての部分を確保していこうとしているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

委員長：小菅教育長。

教育長：今御指摘あったように、そこが一番実は課題でありまして、それは全国的にもそれが一番の指摘されてる、それがなかなか移行が進まないところになっております

当市の場合の休日型の場合には、現在いる指導者、いるところはその指導者が、土曜日には教員がいなくても、その指導者を中心に組んでもらうということです。

さらに指導者もないという部活動もありますから、そういうところは、少し休日型へ移るのも、もう少し足踏みする必要もあるし、場合によっては保護者同士が、平日には学校の教員が指導しても、休日には保護者だけの組織でもって子供たちを見守るとい

う体制でもって活動するという事も想定しております。

さらに、例えば、地域部活動の場合の全日型の場合は、例えば、千厩の柔道は人数は少ないのですが、柔道協会がかなりバックアップしていただいておりますので、そこに例えば、藤沢の子供が来る、室根の子供が来る、こういうふうな形になっていけば、指導体制が1人とか、あるいは組織であっても活動できるので、これが一番目指すところでもあります。

ただ、一関の場合、距離がありますので、簡単にはいかないなとは思いますが、いずれそういう一つの学校という部分にとらわれずに、だんだんにはこうやっていきたいなと思っております。

ほかの中学校からも受け入れていいですよというのを、五つか六つ、25の中にもありますので、そういう形も提示していきたいと思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：いずれ増えてくる状態はあるかと思えますし、一気にいかななくても、にしてもやはり補助金としての部分も金額的には増えていきますよね。

その中で何を聞きたいということの、ザ・ニュウムその他として、今回、ウテヨソダニその他というのは具体的に何でしたか、今後も財源確保の部分のめどが立つのかも含めて。

委員長：小菅教育長。

教育長：一般財源でありますので、全くの市の持ち出しであります。

国のほうでもこの地域部活動についての予算化はしてるのですが、国のほうの今の段階での予算化は研究のための予算でありまして、それが県のほうに来て、県では、いわゆるこの地域部活動のモデルを指定してる、先ほど言った、岩手町とか葛巻にだけ配置してやってる状況でありますので、一関市には、国の金は一切入ってない状況であります。

ただ、これも地域部活の中に部活動指導員という枠がありまして、今7人ほど、これとはまた別なのですけれども、お金をもらいながら部活動指導に当たってる方々がいます、市内に7人。

うちの場合には、それは増やさずに、その部分の財源も使いながら、実は10人分の予算も取ってるのですが、実際に7人しか配置されてないので、その残りの3の部分もこれに投入しながらやろうという部分です。

行く行くは国のほうで何らかの措置を期待するところであります。

委員長：それでは、よろしいでしょうか。

以上で、質疑、意見交換を終わります。

教育委員会所管部分は以上とします。

以上で、令和5年度事業について終了いたします。

小菅教育長、及川教育部長には、お忙しいところ御対応いただきまして、ありがとう

ございました。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

では、休憩します。

(休憩 17:00～17:27)

委員長 : では、再開します。

先ほど説明員として福祉部長ということでお話をいたしましたけれども、内容によりまして、福祉部以外の担当職員の出席を求めることに、委員長、副委員長の一任をいただきたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、令和5年度上期の調査事項についての協議を終わります。

それでは、その他を終わります。よろしいでしょうか。

その他の項目ありました。その他。

(「ありません」の声あり)

委員長 : 以上で、予定した案件の協議は終了いたしました。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

(閉会 午後5時29分)